

円田小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「宮城県いじめ防止基本方針」「蔵王町いじめ防止基本方針」をもとに「円田小学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする。 等

II いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅲ いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの未然防止

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

2 いじめの早期発見について～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳、生活ノートの活用

- ・連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声掛け等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・年2回教育相談（7月：家庭訪問、12月：個人面談）を実施する。

○学校生活アンケート

- ・アンケートは未然防止・発見の手立ての一つであると認識した上で、原則として毎月1回実施する。

3. いじめの早期対応について～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

○今後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアを図る。
- ・心の教育の充実意を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

Ⅳ いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：児童，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<p>■情報交換 指導記録の引継</p> <p>■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議 設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認</p> <p>■児童理解研修会</p> <p>○いじめ防止宣言（校長の決意を表明）</p> <p>○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり</p> <p>○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発</p>	<p>職員会議等</p> <p>始業式等 学級活動 懇談会等</p>	<p>・いじめの未然防止，早期発見，早期対応の取り組みについて確認する。</p> <p>・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。</p>
5月	○行事等を通じた人間関係づくり（通年）		
6月	<p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p> <p>■校内研修「いじめの未然防止」</p> <p>○いじめチェックシートによるチェック （教師・保護者）</p>	学級活動 現職教育	・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<p>○家庭訪問の実施</p> <p>○学校評価の実施</p>		<p>・必要な児童の保護者と個人面談を実施する。</p> <p>・いじめ対策を点検する。</p>
8月	<p>■S Cによる教育相談に係る研修会の開催</p> <p>■教育相談に係る研修会への参加</p> <p>○生徒指導問題対策委員会</p>		<p>・校内研修会を開催したり外部の講習会に参加したりする。</p> <p>・いじめ等の問題についてPTA役員や民生児童委員と情報交換を行う。</p>
9月	○夏休み明けの児童の変化の把握		
10月	■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」		・いじめの発見，対応を再確認する。
11月			
12月	<p>○個人面談の実施</p> <p>○学校評価の実施（児童・保護者アンケート）</p>		・いじめ対策等を評価する。
1月	○冬休み明けの児童の変化の把握		・児童の変化を確認する。
2月	<p>○学校評価の実施 （教職員・学校関係者評価委員会）</p>		・いじめ対策を点検する。
3月	<p>■記録の整理，引継資料の作成</p> <p>■小中連絡会の開催</p>		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※ 通年で月1回学校生活アンケートを実施し，学級経営等の参考にする。

V いじめ防止対策組織

- ・いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「円田小学校いじめ防止対策委員会（以下「組織」という）」を設置する。
- ・組織は職員による校内対策委員会と校外関係者も参加するいじめ防止対策委員会により構成される。

【具体的な取り組み】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 本校のいじめ防止基本方針の策定 | <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の修正 | <input type="checkbox"/> 校内研修の企画・運営 |
| <input type="checkbox"/> いじめに係る情報収集 | <input type="checkbox"/> いじめ発生に係る全職員への情報提供 |
| <input type="checkbox"/> 緊急対応会議に向けた報告の準備 | <input type="checkbox"/> 緊急対応会議への引き継ぎ |

VI 重大事態への対処

(1) 学校による調査組織の設置

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等)
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる

(2) 重大事態の発生と対応がわかるフロー図

蔵王町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織（緊急対応会議）を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- ・第22条に基づく「円田小学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査するよう留意する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢を大切にする。

※学校で先行調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

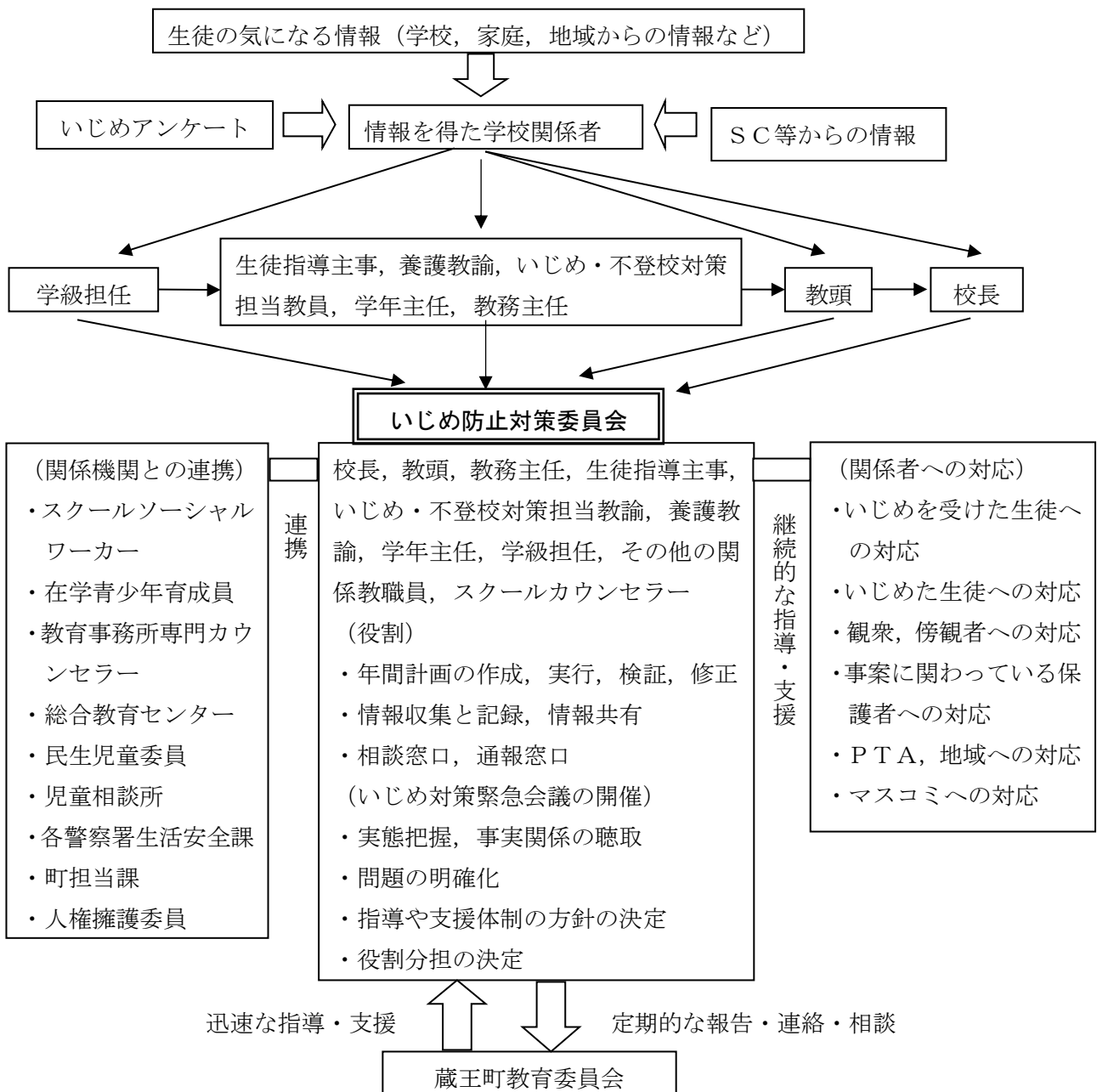
● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 得られたアンケートには、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置がとる。

● 調査結果を蔵王町教育委員会に報告

- ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要措置



Ⅶ 教育相談体制と児童指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- ・児童へのアンケートや日常のチェック等による日頃からの情報収集を重視する。
- ・スクールカウンセラーや県の教育相談等の機能を十分に活用し、とらえられたいじめ案件に対し、適切な相談を行う。

(2) 児童指導の基本的な考え方と活動計画

- ・日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- ・とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- ・問題場面や学校課題にかかる事案に関して適宜全教職員で共通理解を図り、共通行動で対応できるようにする。

Ⅶ 校内研修

- ・いじめ防止に関する研修を現職教育研修の年間計画の中に位置づける。
- ・児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に掛かる研修を実施する。
- ・PTAとも連携し、児童の発達課題や成長・家庭教育のあり方等に関する研修を実施する。
- ・児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践を行うような研究に取り組む。

Ⅷ 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・児童に対しては、自分の学校生活を振り返って、定期的に学習や学校生活における心のあり方を中心にアンケート調査を行う。
- ・保護者に対しては、学校行事等の来校時にアンケート調査を行ったり、年度末に学校教育に関するアンケート調査を行い、定期的な評価を位置づけ、こまめに情報を得るようにする。
- ・教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ、改善に取り組めるようにする。
- ・アンケートで得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- ・学校だより等で学校評価の分析結果やいじめにかんする実態等を伝えるとともに、学級だより等でいじめとその防止と対応に係る学校や担任の考え方を伝えるようにする。
- ・家庭や地域よりいじめの情報があつた場合には、いじめ防止対策委員会で事実関係の把握と早期解決に向けた対応を行う。

Ⅸ その他

- ・本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間や児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- ・取り出し指導や研修参加時きの授業支援のサポート体制の整備を図る。
- ・学習指導力、児童指導力、特別支援教育力の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ・子ども会育成会主催の諸行事への児童の積極的な参加を促し、異学年間交流、異世代交流が円滑に行われるよう支援する。